複製・転載可

令和6年度 こどもと自然をつなぐ保育者のための資格

こども環境管理士®

Kids' Environmental Facilitators 資格試験

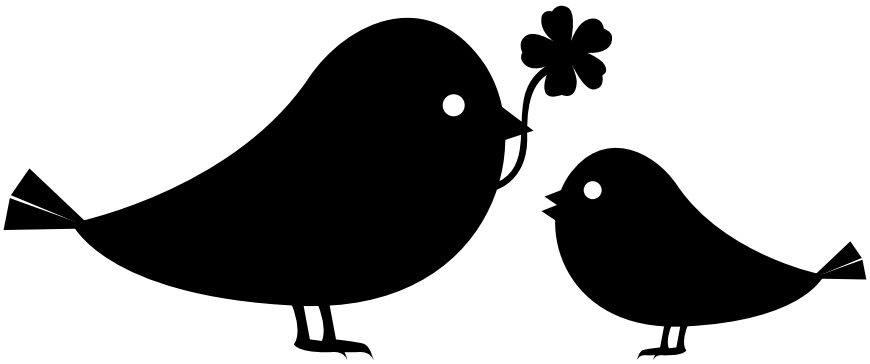

『キャンパス受験』申請の手引き

貴校も試験会場に。

この『キャンパス受験』は、貴校の学生・卒業生が、普段通っている校舎で「こども環境管理士」を受験できる制度です。

学生のうちに資格を取得することは、将来の活躍の場を広げ、就職にも大きなメリットとなります。「こども環境管理士」の資格が学生のみなさまの大きな力となり、ひいては、すこやかな子どもたちをはぐくむことに貢献できれば幸いです。

なお、「キャンパス受験」で受験する場合は割引が適用され、受験手数料は5,000円となります。また、当協会から学校に対し、受験者数に応じた試験監督料をお支払いします。

公益財団法人
日本生態系協会
ECOSYSTEM CONSERVATION SOCIETY・JAPAN

『キャンパス受験』で

できることと

誰でも学校で受験できるようになるの？

対象は、貴校の学生と卒業生です

貴校で受験できるのは、貴校に通う学生と卒業生に限ります。学校独自の生涯学習講座の聴講生や定時制、通信制などの学生も、もちろんＯＫです。大学や短大、高校、専門学校など、学校の種類も問いません。

割引適用で、２級の受験ができるようになります

２級こども環境管理士を受験できます。また、受験手数料は通常ならば 8,000円 ですが、5,000円 に割り引かれます。

※当協会の設ける正規の会場が学校をお借りしたものであった場合、当該校からの『10名以上』の『団体受験』についても、２級の受験者にはこれに準じ割引を適用します。（お問い合わせください）

※１級の場合は、協会の設ける正規の会場、または「サテライト会場」で受験していただきます。

『キャンパス受験』を実施するための

条件

どうすれば『キャンパス受験』ができるの？

学校からの申請が必要です

『キャンパス受験の実施に関する申請書』をお送りください。その返答として承認書をお返しします。

申請書をお送りいただくタイミングは、受験申込の手続き（「団体受験」としてのまとめてのお申し込み）と同時でも、それより前でも構いません。

「教室」と「人員」をご提供ください

試験を行うための『教室』と、試験の監督や前後のやりとりなどをする『人員』を、貴校からご提供ください。

なお、当協会からの人員の派遣はありません。貴校における試験は、運営を全て貴校にお願いすることになります。

特別なお金はいただきません

『キャンパス受験』の申請や実施に関して、貴校から当協会に手数料、審査料、登録料などの類をいただくことはありません。

なお、当協会から学校には「試験監督料」をお支払いいたします。金額は左をご覧ください。

「団体受験」でお申し込みください

キャンパス受験を実施する場合、受験申込は学生が個別に行うのではなく、『10名以上』の『団体受験』として、学校がとりまとめて行ってください。『団体受験』には、とりまとめた受験者の合否を一覧でお知らせするサービスもありますので、学校が成果を把握することも可能です。

なお、『団体受験』を含む受験申込手続や、試験に関する詳細は、試験の要綱『こども環境管理士資格試験　受験の手引き』をご覧ください。

試験監督料

受験者数	金額（上限）	内訳の想定
10～20名	5,000円	試験監督員1名を想定
21～40名	10,000円	試験監督員1名、補助員1名を想定
41～60名	15,000円	試験監督員1名、補助員2名を想定
61～100名	20,000円	試験監督員1名、補助員3名を想定

＊100名を超える場合はご相談ください。

- 試験監督料は、筆記試験当日に試験運営にあたる方（予め登録された試験監督員と補助員）に対し、学校を通じてお支払いいただきます。
- 「受験者数」は実際に受験した人数を指し、試験監督料のお支払いは筆記試験の実施後となります。
- キャンパス受験は原則10名以上としています。結果として10名を下回った場合は、試験監督料はお支払いできません。
- 上限を上回る試験監督料のお支払いはできません。

筆記試験 当日の運営

学校がすることは？

実施に向けたやりとりがあります

申請をいただいたあとは、貴校と当協会との間で、試験の実施に向けた調整ややりとりがあります。

筆記試験当日の2日前までには、試験で使用する問題用紙を含む、筆記試験に関する書類一式をお届けします。

令和6年度の筆記試験は11月3日(日)、14:00開始です（13:50までに着席）。同日、同時刻に、全国一斉に実施されます。なお、この日時は変更できません。

試験中は「試験の監督」

試験中は、受験申込関係書類の一つ『出欠確認・本人確認（写真票）』をもとに、出欠確認、本人確認、不正行為の監視をお願いします。

また、試験問題の訂正など特別な指示のあるときには、携帯電話を通じて連絡しますので、ご対応いただきます。運営についてはマニュアルをお届けしますので、ご安心ください。

速やかに荷物を発送

試験は16：00に終了します。終了次第、当協会から送られた試験に関する書類一式を梱包し、速やかに発送してください。

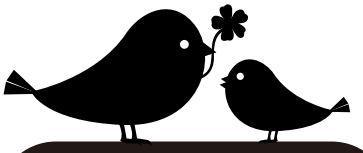

申請方法

4～5ページの『キャンパス受験 実施規程』をよくお読みいただき、巻末の『キャンパス受験の実施に関する申請書』に必要事項をご記入のうえ、当協会までお送りください。

お送りいただくタイミングは、受験申込手続（「団体受験」としてのまとめてのお申し込み）と同時でも、それ以前でも構いません。

送付先

公益財団法人
日本生態系協会 こども環境管理士係
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel. 03-5954-7106

受験申込、および、『キャンパス受験』の申請期限は

令和6年9月17日(火) です。

学生のみなさんをとりまとめるには、時間を要することがあります。余裕をもってお進めください。

公益財団法人 日本生態系協会
こども環境管理士資格試験 キャンパス受験 実施規程

『キャンパス受験』は、当協会の定める手続きを経て承認された学校（学校教育法に定められた学校に限る）について、当該校の学生・卒業生が通っている校舎で受験することができる、こども環境管理士資格試験の制度です。これは、『こども環境管理士資格試験　キャンパス受験 実施規程』（以下「本実施規程」）に従って実施されます。

（受験者に関する条件）

1．『キャンパス受験』が可能なものは、2級こども環境管理士の試験とします。

2．『キャンパス受験』の受験者は、学校独自の生涯学習講座の聴講生や通信制の学生を含む、当該校に所属する学生または卒業生に限ります。

3．教職員は卒業生であっても『キャンパス受験』の対象外です。協会が設置する会場で受験してください。また、『キャンパス受験』における他校の学生や当該校外の受験者の受け入れは、認められません。

4．当該校で『キャンパス受験』が実施されることを、当協会が広報することはありません。また、他の会場で申し込んでいる受験者に対し、当該校で受験できるよう紹介・斡旋、案内することはありません。

5．なお、『キャンパス受験』の受験者については、受験手数料を割り引き、5,000円とします（通常、2級は8,000円）。また、当協会の設ける正規の会場が学校をお借りしたものであった場合、当該校からの10名以上の団体受験についても、これを適用します。

（受験申込に関する条件）

6．『キャンパス受験』を実施するためには、『キャンパス受験の実施に関する申請書』（以下「申請書」）を「団体受験」による受験申込手続と同時または事前に提出し、当協会から書面で「承認」の回答を得ることとします。申請書の書式は所定のものを用い、改変されたものは無効とします。また、代表者は学科長以上の責任者とし、押印してください。

7．『キャンパス受験』で受験するためには、「10名以上」での「団体受験」で受験申込手続をすることとします。受験申込自体の期限は、通常のそれと変わりません。なお、学校が『キャンパス受験』に予め承認されていても、最終的な受験希望者が10名に満たなかった場合は原則、『キャンパス受験』は実施できません。

《「団体受験」に関する補足》

- 「団体受験」の詳細は、当該試験年度の『こども環境管理士資格試験 受験の手引き』をご覧ください。
- 「団体受験」は本来、2名以上の受験で可能な制度ですが、『キャンパス受験』の場合は10名以上とさせていただきます。
- 受験者一人ひとりの受験申込関係書類は、学校にてとりまとめたうえでお送りください。受験手数料は、個々の受験者がそれぞれに振り込むのが原則ですが（受験申込書②の作成に必要）、学校がとりまとめてお振り込みいただくことも可能です。

8．団体受験ではなく個人で受験を申し込む場合（申し込んだ場合）は、当該校の学生・卒業生であっても、『キャンパス受験』の対象外となり、協会が設置する会場で受験していただきます。

9．『キャンパス受験』で受験するために「団体受験」で申し込んだ受験者についても、『受験の手引き』に定められた期日までに連絡がない場合は、受験申込の内容を変更することは原則、できません。受験申込時によく確認してください。

（会場・人員・日時について）

10. 試験会場となる教室、および試験監督員（兼　『キャンパス受験』の実施担当者、試験に関する書類一式の保管責任者。以下「試験監督員（実施担当者・保管責任者）」）、必要な場合は補助員を、当該校よりご提供いただけることとします。当協会が会場を手配することや、当協会からの人員の派遣は、行いません。なお、試験監督員（実施担当者・保管責任者）と補助員は当該校の教職員とします。

11. 試験監督員（実施担当者・保管責任者）と補助員は、申請書に記載された当該校の教職員のみとします。その任を他者が行うことや、外部に委託することは、禁じます。

12. 『キャンパス受験』の申請や受験申込手続き、試験当日の運営およびそれに関連する一連のやりとりが、スムーズにできることとします。そのために、必要な場合は補助員を設けることができますが、補助員も必ずこの実施規程に目を通すようにしてください。

13. やむを得ない事情により、試験監督員（実施担当者・保管責任者）や補助員を変更しなければならない場合は、必ず事前に、当協会に申し出て、承諾を得ることとします。

14. 試験会場（教室）は、申請書により知らせのあったものを使用することとします。やむを得ない事情により変更しなければならない場合は、必ず事前に当協会に申し出て、承諾を得ることとします。

15. 試験問題の漏洩を防ぐため、筆記試験は全国一斉に行われます。『キャンパス受験』であっても日時の変更はできません。ただし、不特定多数が巻き込まれる大規模な事故や天災などがあった場合は、東京に設けられる試験本部（当協会）が判断し、指示をしますので、それに従ってください。

（実施にかかる費用について）

16. 『キャンパス受験』の申請および実施に関して、当該校から当協会に手数料、審査料、登録料などの類をお支払いいただくことは、ありません。当協会からは、当該校に対し、受験者数に応じた試験監督料をお支払いできます（金額は年度ごとに設定）。

17. 『キャンパス受験』の申請および実施に関して生じる通信費等の実費については、互いにその都度負担することとします。なお、個々の受験者の受験手数料は、通常どおりお支払いいただきます。

18. 申請が承認されなかった場合は会場を正規の会場に振り替え、それにより生じた諸費用（受験者の交通費を受験者以外が負わなければいけなくなった場合や受験手数料の払い戻しをする場合など）は申請者の負担とします。

（試験の運営について）

19. 試験に関する書類一式は、筆記試験の2日前までに、申請書に記載された送付先に届けられます。到着後は、同じく申請書に記載された、施錠可能な保管場所、保管方法で、厳重に保管してください。なお、内容物は、試験監督員（実施担当者・保管責任者）または補助員に到着次第ご確認いただきますが、問題用紙や解答用紙の包みを開封することは禁じます。
20. 筆記試験は、『こども環境管理士資格試験　筆記試験運営の手引き』、『こども環境管理士資格試験　受験の手引き』およびそれに付随する書類等、協会の定め・指示に従って、厳正かつ公正に運営していただきます。筆記試験運営の手引きは、試験に関する書類のひとつとして送られます。
21. 試験開始直前にはじめて、試験監督員（実施担当者・保管責任者）により問題用紙等の包みが開封され、受験者に配られます。
22. 試験中、試験監督員（実施担当者・保管責任者）および補助員は、書類『出欠確認・本人確認』をもとに、出欠確認、本人確認、不正行為の監視を行います。
23. 試験の終了後は、解答用紙をはじめ試験に関する書類一式を、速やかに、当協会事務局あてに発送していただきます。運送会社に引き渡すまで、試験監督員（実施担当者・保管責任者）が責任をもって管理してください。

（情報の取り扱いについて）

24. 前述のとおり、問題用紙や解答用紙は定めに従い取り扱ってください（問題用紙の持ち帰りについては『受験の手引き』11ページ「試験に関する注意事項」をご覧ください）。また、漏洩がないよう厳重に管理してください。
25. 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、漏洩がないよう厳重に管理してください。
26. 問題用紙、解答用紙や個人情報が記載されたものを含み、当該試験に関する文書や情報を複写、加工、改竄することは、一律、一切禁じます。また、それらを当該試験の実施・運営以外に使用することも禁じます。
27. ほか、当該試験で知り得た情報を漏洩することを禁じます。
28. 以上の情報の取り扱いについては、試験の実施後においても変わりません。また、ここに言う「個人情報」とは、個人情報保護法に定義されます。
29. 情報の漏洩等があった場合、またその疑いがある場合は、必ず試験本部（当協会）に報告してください。

（受験者の安全確保について）

30. 地震や火災等の緊急事態が発生した場合は、受験者を安全な場所に速やかに避難させてください。それにあたり、災害時の避難場所や避難経路の確認、誘導方法は、事前に確認してください。
31. 急病人が生じた場合は、まず本人に症状を確認し、受験の続行が難しい場合には、休ませたり救急車を呼ぶなど、状況に応じて対応してください。その場合、試験時間の延長や受験日の振り替え、再受験はできません。
32. 受験者および会場の安全確保に関する経緯や状況は、必ず試験本部（当協会）に報告してください。

（その他）

33. 本実施規程、筆記試験運営の手引き、受験の手引き、受験票、問題用紙、解答用紙のほかこども環境管理士資格試験に関する文書・書類に定められた諸要件、ならびに、然るべき判断による当協会・試験本部からの指示に反した場合や、試験の権威を損なうような行為をなし、あるいはそのような事態が生じた場合、当協会は以下のように対応します。
    （1）　当協会で調査体制を敷き、当該校には立ち会いやヒアリング、資料や書類の作成、提出など、調査にご協力をいただきます。調査を行うのは、確たる事実だけではなく、その疑いがあった場合も含みます。なお、必要な場合には、部外の調査機関に調査を依頼することがあります。
    （2）　当該校、当該会場の受験者を全員失格とすることがあります。その場合、合格者が所定の手続きを経てこども環境管理士として認証された後においても、遡って合格と認証を取り消します。
    （3）　今後において、『キャンパス受験』および『団体受験』はお断りします。
    （4）　試験の実施前であるならば、当該校で『キャンパス受験』を実施することを取りやめます。その場合、受験者は最寄りの試験会場に振り替えますが、受験に際しての旅費およびそれに付随する諸費用は、当協会からは支出しません。
    （5）　調査や訴訟にかかる諸費用、人件費、旅費等の実費は当該校の負担とします。なお、当協会や受験者ほか関係者、または第三者に損害を与えたときは、当該校は直ちに賠償することとします。
    （6）　協会名義で、事実および経緯、経過を、マスメディアに向け発表します。また、当協会のウェブサイトにおいても公表します。
    （7）　当該試験および『キャンパス受験』の実施に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
    （8）　以上について、当該校や受験者ほか関係者、または第三者が異議を申し立てることはできません。
34. 本実施規程、筆記試験運営の手引き、受験の手引き、受験票、問題用紙、解答用紙などに定めのない事項、およびこれらの各条項に疑義が生じた場合、または然るべき判断による当協会・試験本部からの指示がなかった事項については、当該校と当協会の互いが誠意を持って協議のうえ、その解決に当たるものとします。
35. 申請書の内容と事実とが違わないこととします。
36. 本実施規程、筆記試験運営の手引き、受験の手引き、受験票、問題用紙、解答用紙ほかこども環境管理士資格試験に関する文書・書類に定められた諸要件は、告知なく見直される場合があります。

令和4年4月1日　改訂

（公財）日本生態系協会 人材開発部

ver. 183022032024

こども環境管理士
Kids' Environmental Facilitators

「こども環境管理士®」は、(公財)日本生態系協会の登録商標です。「こども環境管理士®資格試験」は、環境教育等促進法に基づき、環境大臣・文部科学大臣により環境人材認定事業に登録されています。詳しくは環境省「環境人材育成・認定等事業データベース」のサイトをご覧ください。

『ロゴマーク』お使いいただけます

『キャンパス受験』の実施校には、学生へのお知らせや学外へのアピールにあたり、『こども環境管理士ロゴマーク』をお使いいただけます。『キャンパス受験』の実施校であれば、使用申請等は必要ありません。
詳しくは、『こども環境管理士ロゴマーク』のご案内、使用規則をご覧ください。公式サイトでもご覧いただけます。

(公財)日本生態系協会は、自然と伝統が共存し美しく持続するまちづくり・くにづくりに向けた提案を行うシンクタンクです。
1992年の設立以前よりアメリカと欧州(ドイツ)に事務所を置き、世界各国の行政やNGOと連携を図っています。

政策提案
- 美しい日本をつくるための政策の提案
- 自然や伝統文化など各地の魅力を活かした地域づくりの計画の提案

普及・啓発
- 幼稚園教諭や保育士、保育教諭を主対象とする「こども環境管理士」の認証
- ビオトープ事業を担う最先端の技術者「ビオトープ管理士」の認証
- 生物多様性の保全・回復を定量的に評価する「JHEP」認証シリーズ
- 「全国学校・園庭ビオトープコンクール」を通じた先進事例の発信
- 自然とのふれあいを大切にするドイツの園づくりツアーなどの実施
- 指導者の教育やカリキュラムの開発

調査・研究
- 生物の多様性に関する調査・研究
- 多様な自然の生態系を再生する手法に関する調査・研究

ナショナル・トラスト、自然保全再生墓地
- 自然を守るために土地を取得するナショナル・トラスト活動
- 自然を再生するお墓「森の墓苑」の運営

… など

公益財団法人
日本生態系協会 こども環境管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246
受付時間 月-金曜日 9:00〜18:00 土曜日 9:00〜15:00
「こども環境管理士」で検索! kodomo-kankyou-kanrishi.org

切り取るかコピーしてお使いください

書式

令和6年度こども環境管理士資格試験 キャンパス受験の実施に関する申請書

令和6年度こども環境管理士資格試験の2級筆記試験を、『キャンパス受験』で実施することを申請します。またそれにあたり、(公財)日本生態系協会の定める『こども環境管理士資格試験　キャンパス受験　実施規程』の内容に同意し、遵守することを誓います。

申請年月日　2024年　　月　　日

学　校　名

代　表　者　　印

▲『代表者』は学科長以上の責任者です。

実施担当者　申請にあたっての担当者であり、試験に関する書類一式の管理責任者、試験当日の試験監督員を兼ねます。

氏名　　所属・役職等:

携帯電話　　－　　－　　試験中は、緊急連絡とメールでの連絡のため、携帯電話をお持ちいただきます。

携帯電話のe-mail　　@　　試験中の連絡は、携帯電話のメールに対して行います。(ウェブメールは不可)

PCのe-mail　　@　　日常においてやりとりが必要な場合は、PCのメールで行います。

補助員　補助員を設ける必要のない場合は空欄のままとしてください。補助員を2人以上設ける場合は別紙を添付してください。

氏名　　所属・役職等:

携帯電話　　－　　－　　試験中は、緊急連絡とメールでの連絡のため、携帯電話をお持ちいただきます。

携帯電話のe-mail　　@　　試験中の連絡は、携帯電話のメールに対して行います。(ウェブメールは不可)

PCのe-mail　　@　　日常においてやりとりが必要な場合は、PCのメールで行います。

試験に関する書類一式等の送付先　試験に関する書類一式は、筆記試験当日の2日前までに到着します。

宛名

住所　〒　　－

電話　　－　　－

試験に関する書類一式の保管方法　保管場所(施錠のできるものに限定)と保管方法を具体的にお書きください。

試験会場とする教室　キャンパス、棟、階や部屋番号を具体的にお書きください。

※この申請書は、令和6年度こども環境管理士資格試験に限り有効です。
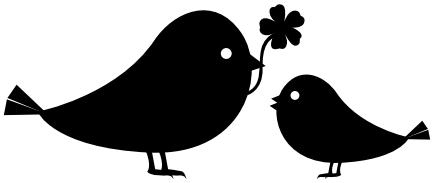
公益財団法人 日本生態系協会